政令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十五条の規定に限る。）の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十一号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第四十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（都道府県が処理する事務）

第九条の二　法第八条に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、特定新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十五条の規定に限る。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（確認及び申請に関する経過措置）

2　この政令の施行前に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第八条の規定により経済産業大臣がした確認又はこの政令の施行の際現に同条の規定により経済産業大臣に対してされている確認の申請は、それぞれこの政令による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第九条の二の規定により都道府県知事がした確認又は同条の規定により都道府県知事に対してされた確認の申請とみなす。

経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十二号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

第二十六条	不利益処分	法第六条第七項の規定による命令
第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分	

を

第二十六条	不利益処分

に改める。

第三条の表中

第二十六条	不利益処分	国際テロリスト財産凍結等特別措置法第八条第五項の規定による指定
第二十七条第二項	聴聞を経てされた不利益処分	

を

第二十六条	不利益処分

に改める。